

岡山市多目的屋内施設（アリーナ）整備事業に係る  
動画作成及び広報等業務委託 仕様書（案）

第1 一般事項

1 委託業務名

「岡山市多目的屋内施設（アリーナ）整備事業に係る動画作成及び広報等業務委託」（以下「本業務」という。）

2 業務の背景及び目的

岡山市が計画する多目的屋内施設（アリーナ）整備事業（以下、アリーナ整備事業という）は、

- ①地元トップチームが活動を継続していく
  - ②スポーツに加え、コンサートを始めとする様々なイベントの開催により、人々の交流を活発にし、広く市内外に大きな経済効果を生み出す
  - ③岡山の持つ中四国地方の拠点性や交通の至便性などの優位性を考慮すれば、アリーナは岡山城やハレノワと並び、県内外から多くの人を呼ぶことのできる目的地となる
  - ④市民、県民に夢を与え、岡山への誇りや愛着を生み出す
- 等の観点から、岡山にとって必要な事業である。

しかしながら、経済効果をはじめとするアリーナがもたらす様々な効果や、アリーナ整備事業の必要性や意義、また、岡山市が財源の一部として考えている企業版ふるさと納税のメリットについて、市民や企業等のステークホルダーに対して周知や理解が十分に進んでいない現状にある。

こういった課題を解消するため、市民等に動画等を用いてこれらの効果についてわかりやすく周知を行い、もってアリーナ整備事業の実現に向けた機運の醸成を図ることを目的とする。

3 業務期間

契約締結の日から令和8年1月31日まで

なお、第2 2（2）ア（ア）に掲げる動画の納品は令和7年8月31日までとする。

その他の動画については、原則として9月30日を納期とするが、機運醸成の内容等により、市と協議のうえ変更することも可能とする。

第2 業務内容

1 業務の概要

事業実施方針・コンセプト、動画の内容、広告の手法など、全体を通じて、アリーナ整備事業に関心をもってもらうための工夫やターゲットの目を引くオリジナリティのある業務を行うこと。

- （1）市民等にアリーナと体育館の違い、アリーナ整備事業の意義、必要性等について知

ってもらい、理解を深め、機運を高めていくため、動画を作成する。

(2) 作成した動画を、SNS、ウェブサイト、街頭メディア等を活用し、効果的に広報を行うとともに、その効果分析を行う。

(3) 動画の作成過程や、作成した動画を用い、市民の機運醸成を図る。

## 2 業務の内容

### (1) 課題分析・事業実施方針の作成

アリーナ整備事業の広報面での課題について具体的な分析を行い、課題として挙げられた内容を踏まえ、事業実施方針・コンセプトを作成すること。

※これまでの検討経緯について岡山市 HP 等で確認しておくこと。

<https://www.city.okayama.jp/shisei/0000069959.html>

### (2) 動画の制作

2 (1) で提案する本業務における実施方針のもと、アリーナ整備事業を紹介する動画を企画・作成すること。

ア 動画は以下のとおり計4本作成するものとし、それぞれの動画ごとに視聴対象とテーマを設定し、作成すること。

(ア) 主に企業向け アリーナ整備事業全体の紹介用動画 1分～2分程度 1本  
案) アリーナと体育館の違い、必要性、街にもたらす効果・影響 等

(イ) 主に市民向け 任意テーマ沿った動画 各30秒～60秒程度 3本  
案) エンタメ、スポーツ、MICE、愛着、誇り、未来、賑わい、わくわく 等  
なお、4本の動画をどのような内容にするかは提案に委ねるが、案を参考に多様な視聴者層にアリーナ整備事業の必要性や完成後のわくわく感が伝わるような内容とすること。

イ ソーシャルメディア、デジタルサイネージ、その他メディアでの使用を想定し、そのメディアの特性に合わせ、構成・長さなど設定すること。

ウ 市からの一方的な事業の紹介ではなく、動画を視聴し続けるための工夫がされており、視聴者が興味をもち、わくわくできる動画とすること。

エ 実写・アニメーションなどの形式は問わない。

オ 映像に合った効果的なBGM・音響効果を挿入すること。

カ 出演者等の選定及び交渉は原則として受託者が行うこと。

キ 撮影する際に必要な調整及び許認可等の諸手続きは、原則として受託者がおこなうこと。

ク シナリオの完成時・仮編集・完了前の各段階で、委託者との間で内容確認を実施し、委託者の要望に応じて修正を行うこと。

ケ 各動画の作成に当たり、コンセプトやあらすじ、絵コンテなどの内容を盛り込んだ説明資料（庁内用）を作成すること。

コ 制作中に必要がある際には、打合せ等に参加し説明を行うこと。

サ 成果品に第三者が権利を保有する素材を使用した場合、受託者は、権利関係者の承認を得ておくこと。この承認を得る場合は、岡山市に対して追加で費用が発生しないようにすること。

シ その他、詳細については委託者と協議しながら作成するものとする。

ス 動画の公開先は、市公式ウェブサイト、市公式SNS (you tube・LINE・Facebook・X)、デジタルサイネージ (岡山駅南地下道ほか) を想定している。

セ 動画制作にあたっての留意事項

①別途音声のないデジタルサイネージでの放送を想定しておくこと。また、合理的な配慮が必要な聴覚障害者等が閲覧する場合や、街頭ビジョン等で音声を使用できない場合を想定して、音声がなくても内容が伝わるような工夫を施すこと。その際、字幕を活用するだけでなく、非言語的表現により、感覚的にわかりやすいものとするよう努めること。

②コントラスト比や色合いなど視覚に障害のある人に配慮すること。

### (3) 動画の展開方法

「第1 2」の業務目的を達成するため、各種メディアの特性やターゲットに応じて複数のメディアを効果的に組み合わせて広報活動を展開すること。

発信方法

ア ターゲットに対する効果的な情報発信の手法を独自に提案・実施すること。

イ 動画の再生回数を想定の上、インターネット広告の実施を検討すること。またその際は想定回数の根拠も示すこと。

ウ 目的を達成するために最適と考えられる媒体を選定の上、組み合わせて提案すること。また、媒体毎の広告費の配分について示すこと。

エ WEBサイトにおける動画広告手法はターゲットへの的確なリーチを考慮し、スキップ対応が可能な手法を取り入れる等工夫を行うこと。

オ その他

上記以外に効果的と思われる手法等があれば積極的に提案すること。

### (4) 機運醸成のための取組み

当業務の趣旨を踏まえ、機運醸成のための取組みを行うこと。

動画の作成過程や、作成した動画を用い、市民の機運醸成を図るものとし、内容や回数等については提案によるものとする。

### (5) 効果の測定及び分析

2 (3) において実施する情報発信等について、今後の効果的な媒体選択に役立つよう、どの動画がどの層に届いたか、効果を上げたか等を把握するための分析を行うこと。

### (6) 成果品の作成

成果品については、以下のとおり作成すること。

ア 報告書（冊子）3部

イ 報告書及びメディア記事・映像の電子データを記録した

DVD-R 1式

・報告書用の電子データは、MSワード等で作成した文書ファイルで委託者が再利用できるもの及びPDFファイルとすること。

ウ メディア（DVD-R）

動画は、パソコンやDVDプレーヤーで再生可能なファイルで保存し、動画完成の都度2枚納品すること。動画の容量やサイズについては別途指示する。

エ 各種データ（CD-RまたはDVD-Rなど）

（ア）WMV形式、MP4形式（ハイビジョン・HD）等、インターネット配信に適した動画形式とし、ウとは別に動画完成の都度納品すること。なお、一般的なインターネット環境にあるネットユーザーがストレスなく閲覧できる容量とする。

（イ）素材集

オ その他機運醸成の取組みのために作成等を行ったもの

## （7）協議

受託者は業務の開始にあたり、契約締結後速やかに、仕様内容、実施方針、実施体制、作業スケジュール等の確認、協議等を行うために、委託者と業務開始時会議を開催し、委託者と協議の上、動画の制作に関する方針の決定を行うこととする。また、本業務の実施にあたり、適正かつ円滑に実施するため、随時に開催し、報告・進捗確認を行う。

ア 業務開始時

（ア）契約締結後速やかに、仕様内容、作業スケジュール等の確認、協議を行うための業務開始時会議を開催すること。

（イ）業務開始時会議では、「プロジェクト計画書」を説明すること。なお、「プロジェクト計画書」には、実施方針、実施体制、具体的な作業スケジュールを盛り込むこと。

イ 動画作成時（随時）

（ア）本業務を適正かつ円滑に実施するため、会議を開催し、進捗確認等を行う。

（イ）庁内関係部署との打ち合わせにも適宜同席する。なおオンラインでの同席も可とする。

ウ その他

（ア）会場は、原則、岡山市役所本庁舎内とする。

（イ）受託者は会議終了後、速やかに打合せ記録を作成・提出すること

（ウ）受託者は、動画の内容その他の委託者及び関係者に承認が必要な事項については、随時連絡調整を行い、受託者及び関係者の承認を得ること。

(エ) 作業上、会議が必要になった場合は上記に関わらず開催できることとする。

(8) その他

受託者は、委託者の信頼を失墜させることのないよう、本業務を実施すること。

### 第3 留意事項

- 1 業務の実施に際しては、委託業務の実施状況を定期的に報告するなど、連絡調整を十分に行い、円滑な業務実施に努めること。
- 2 打ち合わせは、基本的に月2回の頻度で実施するが、協議の上、市が必要と判断した場合は随時実施すること。
- 3 本業務において打ち合わせ、関係機関等との協議、関係者へのヒアリング等を行う場合は、必要な資料を作成するとともに、終了後速やかに議事録を作成し提出すること。
- 4 委託業務の全部を一括して再委託することは認めない。また、委託業務の一部を再委託しようとする場合は、以下の点を明確にして、あらかじめ岡山市の承諾を得ること。
  - (1) 再委託する業務の範囲
  - (2) 再委託する合理性及び必要性
  - (3) 再委託先の業務履行能力
  - (4) 再委託業務の運営管理方法
- 5 本業務で使用するデータ、画像等の著作権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことによる著作権等の権利を侵害した時は、受託者はその一切の責任を負うこと。また、本業務で作成された資料等に対する著作権は岡山市に帰属するものとする。
- 6 本仕様書に違反して回復の見込みがないとき、又は業務を完了する見込みがないときは、契約を解除して損害賠償させる場合がある。
- 7 本仕様書に関して疑義を生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、すべて両者協議の上、これを解決するものとする。
- 8 本仕様書と岡山市多目的屋内施設(アリーナ)整備事業に係る動画作成及び広報等業務委託企画競争(令和7年5月26日公示)において提出された提案書の内容に基づいて本業務を履行すること。